

## 社会福祉法人立正橋福祉会 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人立正橋福祉会（以下「この法人」という。）の定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の役員とは、役員のうち、この法人を勤務場所とし週3日以上勤務する者をいい、この法人においては、理事長、業務執行理事及び職員を兼ねる理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、社会福祉法第45条の8第4項、同法第45条の16第4項、同法45条の16第3項、同法第45条の19第6項において定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

なお、社会福祉法第45条の35第1項に基づき、民間事業者の役員の報酬及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮するものとする。

- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員に対しては定款第21条に定めるとおり、別表1に規定する報酬等を支給するものとする。ただし、常勤の理事で、この法人の職員を兼務し職員給与が支給されている者に対しては、報酬等は支給しない。

2 評議員に対しては定款第8条に定めるとおり無報酬とする。

### (通勤手当)

第4条 常勤の理事には、その通勤の実情に応じ、職員の通勤手当の支給基準に準じた通勤手当を支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、評議員会において決定する。

(1) 常勤の理事に対する報酬は別表2に定める額とする。

(2) 常勤の理事に対する賞与は別表3に定める算式により算出される額とする。

2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表4に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 職員給与規程第13条2の規定に準じて支給する。ただし、本規定の適用において軽減措置の必要あるときは、事前に理事会の承認を得るものとする。

(2) 賞与 職員給与規程第31条の規定に準じて支給する。ただし、本規定の適用において軽減措置の必要あるときは、事前に理事会の承認を得るものとする。

2 報酬等は、現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 常勤の理事を除く役員等が理事会出席等、必要の都度、別表5に定める交通費を支給することができる。ただし、支給した交通費を実費額が超えるときは、その実費額を上限として支給する。

2 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

3 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、その端数を切り捨てる。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年6月12日より施行する。なお、平成11年4月11日施行「役員報酬規程」及び、平成17年4月1日施行「役員旅費規程」は、この規程をもって廃止する。

別表1（報酬等の種類）

常勤・非常勤の別	報酬の種類
常勤の役員	報酬、賞与
非常勤の役員	報酬

別表2（常勤の役員の俸給）

役職名	報酬月額	報酬総額（役員総数）
理事長	300,000円	5,000,000円

別表3（常勤の役員の賞与支給日と算出方法）

賞与支給日	賞与支給額の算出方法
6月	報酬月額 × 2.0
12月	報酬月額 × 2.0

別表4（非常勤の役員の報酬）

## (1) 理事

	報酬日額	報酬総額（総数）
理事会等会議への出席	謝金として 5,000円	150,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	謝金として 5,000円	

## (2) 監事

	報酬日額	報酬総額（総数）
監事監査、会議等への出席	謝金として 5,000円	200,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	謝金として 5,000円	

別表5（非常勤役員及び評議員の交通費）

（1）理事

	交通費の額
理事会等会議への出席	その都度5, 0 0 0円

（2）監事

	交通費の額
監事監査、会議等への出席	その都度5, 0 0 0円

（3）評議員

	交通費の額
評議員会等会議への出席	その都度5, 0 0 0円